

6 取 信 第 1 3 号
平成 6 年 9 月 22 日

通商産業局商工部消費経済課長 殿

通商産業省産業政策局取引信用室長

割賦販売法施行規則様式10-6別表(イ)貸借対照表
に関する事項の記入方法について

上記について、平成6年5月27日付けで一部改正した割賦販売法施行規則のうち「貸借対照表に関する事項」に追加した修正価額欄の記入方法については、基本的には報告する事業者の判断により修正項目及び修正価額を記入することとなりますが、各事業者間での記入の不統一をなくし、また、行政サイドでの指導の統一性を図るため、別紙の項目別記入方法の例示を作成しましたので、これを参考にして記入方法の指導を行ってください。

なお、互助会関係の施行会社等、友の会関係の親会社等についても、同様の扱いで指導してください。

別 紙

修正価額欄への項目別記入方法の例示

1. 受取手形

- ① 回収不能や回収困難と認められるものは減額する。
- ② 期日にジャンプ（1ヶ年以上）しているものは減額する。

2. 売掛金、未収入金等未収勘定、貸付金（長期・短期）

- ① 回収不能や回収困難と認められるものは減額する。
- ② 貸付金の利息を手形で受領し、期日に書換等をし、1年以上経過しているものは減額する。
- ③ 代表者、その親族及び役員等への貸付金であって返済期日の定めのないもの及び無利息のものは減額する。

3. 商品貯蔵品等在庫

- ① 陳腐化又は商品価値がないと認められるものは減額する。

4. 有価証券（固定資産に係るものを含む）

① 上場企業の株式

決算期現在の市況（新聞に掲載）で評価替し、帳簿価額が市況を下回るときは評価損を減額する。

② 店頭登録の株式及びその他の事業債等

決算期現在の店頭気配で評価替する。評価替は上記のとおり。

③ その他の株式

倒産・休眠会社の株式は全額を減額する。

5. 立替金・仮払金

- ① 回収不能や回収困難と認められるものは減額する。
- ② 特別の理由がないもので1年以上経過している場合は減額する。

6. 建物・建築物・付属設備（車両を含む）、什器備品・貸し衣装・装具

- ① 陳腐化したものは減額する。
- ② 減価償却の未実施又は不足がある場合は償却不足相当額を減額する。
- ③ 建物等の購入又は建設に係る金利の一部を当該不動産に加算し、資産計上している場合は金利相当額を減額する。

7. 預託基金、出資金（役務保証機構、保証会社等に係るものは除く）

- ① 回収不能や回収困難と認められるものは減額する。

8. 会員前受金

- ① 法定帳簿（会員管理台帳）上の前受金残高（合計額）が決算書上の前受金残高より多い場合は、その差額相当額を増額する。

9. 営業権（互助会のみ）

- ① 前受金引受時の金額を何年間も償却せずに計上している場合（一般的には5年程度で償却）、引き受けた前受金のうち施行したもの（引受利益を消化）及び解約となったもの（施行利益なし）については、その対応分を減額する。

10. 繰延費用（互助会のみ）

- ① 繰延費用を計上している場合は、全額を減額する。

注：回収不能、陳腐化等の判断基準は、定める予定はない。

別表(イ) 貸借対照表に関する事項

(単位 千円)

決算期(西暦年)		年	月期	貸借対照表(億万の部)	
				決算月数	ヶ月
				繰前額	修正額
流動資産		現金			
		受取手形			
		売掛金			
		商品貯蔵品等在庫			
		前払金			
		前払費用			
		未収入金等未収勘定			
		有価証券			
		立替金・仮払金			
		短期貸付金			
		繰延費用			
	流動資産計(含む、その他)				
固定資産	有形	建物・運搬物・付属設備			
		什器備品・貸し衣類・器具			
		土地			
		建設仮勘定			
		有形固定資産計(含む、その他)			
	無形	無形固定資産			
		(うち借地権)			
	投資	長期貸付金			
		保証金(営業、前受)			
		預託基金			
		出資金			
	投資等計(含む、その他)				
	固定資産計				
	繰延資産				
	資産総計				
貸借対照表(億万の部)					
負債	流動	支払手形			
		買掛金			
		短期借入金			
		未払金・未払費用			
		会員前受金			
		預り金・前受金			
		研費充当金			
	流動負債計				
	固定	長期借入金			
		退職給付引当金			
		固定負債計			
	負債合計				
	繰延引当金				
資本	資本金				
	資本剰余金				
	利益剰余金				
	剰余金				
	(うち当期利益)				
	資本合計				
	資本負債総計				

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 「修正額」の欄には、割賦販売法施行令第4条ただし書の規定により帳簿簿面以外の項による増減における同ただし書に規定する当該増減又は負債の額を記載すること。